

イヨスイ株式会社 一般事業主行動計画

すべての従業員が仕事と生活を両立させることができよう働きやすい環境を整えることにより、従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得の促進と効率的な管理を行い、年次有給休暇の1人当たりの平均年間取得日数を10日以上とする。

<対策>

- ・令和4年4月～ 各部署の上長が、部署内の有給休暇取得状況を管理
- ・令和4年9月 全社員の有給休暇取得状況を調査し、部署内の平均年間取得日数が10日以下の場合は役員より指導を行う。また、取得日数が10日より少ない社員に対しては上長より指導を行う（以降、計画終了まで毎年）。

目標2：子育て中の従業員や介護を必要とする家族を持つ従業員のワーク・ライフ・バランスを図り、継続就労を可能にする。

<対策>

- ・令和4年4月～ 社内掲示板にて「行動計画」を掲示し、育休復帰後の女性社員や子育て中の社員、家族の介護が必要な社員が利用できる制度についての周知を図る。
- ・令和4年6月～ 制度に該当する職員に対しては、要望に応じて役員が面談を行う。